

議 事 日 程

平成28年第1回 浜中町議会定例会

平成28年3月17日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第27号	平成28年度浜中町一般会計予算
日程第 3	議案第28号	平成28年度浜中町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第29号	平成28年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5	議案第30号	平成28年度浜中町水道事業会計予算
日程第 6	発議案第1号	国会決議に違反し農業の安定経営をおびやかす、TPP（環太平洋経済連携協定）の「大筋合意」を撤回し、協定交渉からの離脱を求める意見書の提出について
日程第 7	発議案第2号	安保法制廃止、立憲主義の回復を求める意見書の提出について
日程第 8		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・議会運営委員会)
日程第 9	議案第31号	平成27年度浜中町一般会計補正予算(第5号)
日程第10	議案第32号	平成27年度浜中町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

追 加 議 事 日 程

平成 2 8 年第 1 回 浜中町議会定例会

平成 2 8 年 3 月 1 7 日 午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 9	議案第 3 1 号	平成 2 7 年度浜中町一般会計補正予算 (第 5 号)
日程第 1 0	議案第 3 2 号	平成 2 7 年度浜中町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第27号平成28年度浜中町介護保険特別会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第27号を議題とします。

本案について、提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第27号平成28年度浜中町介護保険特別会計予算について提案の理由をご説明申し上げます。

平成28年度浜中町介護保険特別会計予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,485万4,000円に定めようとするものであります。

予算の内容につきましては、歳出1款総務費で介護保険推進に要する経費、介護認定審査会に要する経費、介護保険料賦課徴収に要する経費で584万1,000円。

2款保険給付費で居宅介護サービス等給付に要する経費、居宅介護住宅改修に要する経費、居宅介護福祉用具購入に要する経費と地域密着型介護サービス給付に要する経費、施設介護サービス給付に要する経費、居宅介護サービス計画給付に要する経費、審査支払い手数料、高額介護サービスに要する経費、高額医療合算介護サービスに要する経費、特定入所者介護サービスに要する経費等で4億1,561万6,000円。

3款地域支援事業費では、一次予防事業に要する経費、二次予防事業に要する経費、

包括的支援事業に要する経費・任意事業に要する経費で1,282万6,000円。

4款基金費では1万1,000円を計上。

5款諸支出金6万円、6款予備費で50万円を計上しております。

一方、これに対する財源として1款介護保険料第1号被保険者介護保険料8,087万6,000円。

2款国庫支出金で介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、事業費交付金などで1億858万4,000円。

3款道支出金は介護給付費負担金地域支援事業交付金で6,584万9,000円。

4款財産収入では、利子及び配当金で1,000円。

5款支払基金交付金で介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で1億1,748万2,000円。

6款繰入金では介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金、事務費繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金と介護保険給付費準備基金繰入金で6,202万7,000円。

7款繰越金では1,000円。

8款諸収入3万4,000円を計上しております。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては、福祉保健課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） （議案第27号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第27号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 1点だけおしえていただきます。52ページの居宅介護住宅改修に要する経費で介護住宅改修費の180万円は前年同様、介護予防住宅改修費に関しては前年より少し予算が増えていると思いますが、それぞれ対象となる前年度は、どれくらいの実績があったのか、それとこの1回の工事に係る金額はどれくらい支給してもらえるのか教えていただきたいと思う。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 住宅改修に要する経費の対象範囲でございますけれども、52ページの居宅介護住宅改修費支給の対象範囲は要介護1から要介護5の認定を

受けた方が対象となります。

それと54ページの介護予防住宅改修費支給に対しては要支援1と要支援2に認定された方が住宅改修をする場合に対象となります。それで前年度の実績見込みで居宅介護住宅改修費につきましては5件、それと介護予防住宅改修につきましては12件とはなっております。

それで1回に補助される金額なんですけれども一応限度額が20万円と決まっております。

そして20万円以上の経費がかかるようであれば20万円までの補助という事なんです、その内の1割が自己負担という事になりますので20万円かかった場合には2万円を自己負担していただくということになっております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 大体分かりました。ただ、それぞれの工事内容で例えばバリアフリーにしたり、手すりを付けたり、トイレをに車いすで行けるようにしたり色々なケースがあると思うんですけども、それらの線引きというのは、どちらもこの要介護・要支援でも事業の対象になるのか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 住宅改修の補助の対象になるものとしては、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修となっております。トイレの手すりとか引き戸等への扉の取りかえなども対象となります。

要介護人と要支援との補助の内容についてはどちらも同じような補助を受けることができますので対象範囲が変わってくるとかという事はございません。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから議案第27号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第28号平成28年度浜中診療所特別会計予算

○議長(波岡玄智君) 日程第3 議案第28号を議題とします

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第28号平成28年度浜中診療所特別会計予算について提案の理由をご説明いたします。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,042万7,000円に定め前年度当初より0.7% 168万7,000円の増となっております。

予算の内容を申し上げますと歳出では一款総務費浜中診療所維持管理に要する経費で施設管理人賃金等維持管理経費1,865万7,000円、浜中診療所運営に要する経費で医師報酬3,600万、看護師等職員の人件費や派遣医師の医師雇上賃金、電子カルテシステム導入に係る賃借料など診療所の運営経費2億415万5,000円を計上、

2款医療費では、医療に要する経費で医薬剤料費、臨床検査委託料、医療備品購入等で1,890万3,000円、入院患者等寝具に要する経費で消耗品費及び入院患者寝具賃借料の102万6,000円、入院患者等給食に要する経費で入院患者の給食に要する経費398万8,000円を計上。

3款公債費では、地方債償還元金307万7,000円。地方債償還利子41万1,000円を計上しております。

一方、歳入につきましては、1款診療収入では入院収入で3,664万6,000円、外来収入4,258万2,000円、その他の診療収入269万円を計上。2款使用料及び手数料では、予防接種料等で861万4,000円。3款繰入金は、収支の均衡を図るため一般会計繰入金で1億4,740万9,000円を計上。

6款町債は過疎地域自立促進特別事業債で派遣医師に係る経費に充当するもので、1,250万円を計上しております。

以上、予算の概要についてご説明いたしました但詳細につきましては、浜中診療所事務長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） （議案第28号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第28号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 歳入で今年の前入金が1億4,740万円の金額は、歳入合計2億5,042万7,000円に比して見て、この一般財源からの前入金が私の計算では69%を占めております。

その前金は、年々大きくなってきて病院側としてもさまざまな努力を続けながら、やってくるという事を私たちは見てきましたがしかし、ここまで来て破綻状態ではと受け取る訳ですが今回このような予算を計上する上で事務局として、このようになった理由と改善すべきものは何かお知らせ願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長

○診療所事務長（越田正昭君） それでは歳入の前入金の関係について、ご説明をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり現状の1億4千数百万という形での大きな前入金で、来年度生じてしまいます。この1つの要因は、先ほど、歳入の方でも私の方から話させていただきましたけども、まず診療収入の落ち込みの入院部分をあわせて外来の診療収入が約1,000万近い収入の落ち込みになってきているという事が要因でございます。

それとあわせてかかる人件費の部分については、職員も同じ人数なんですが昇給等で当然上がっていき、それに基づきまして設備等の部分について、ある程度整備をしておりますけども全体での流れとしては、この診療の収入自体の落ち込み、検査手数料、その他かかる収入も100万程度の落ち込みをしておりますので、それが昨年から見ると1千数百万の落ち込みになってきていると思っております。それとこの部分に合わせて事務局では、どのような改善すべき点があるのかという事でございますけども先般、私くしの方からも、お話ししたとおり当然、この部分の診療収入をいかに上げていくかという事で、その部分についても簡単ではございませんが、当然入院の部分での人数を増やしていきたいと思うのですが、これも他の病院とうちが受入れる対応等も含めての整

備がかかっていないという状況があります。

それと外来の部分については、例年3年前までで1万人を超えておりましたけれども9000人台になってしまう、この要因も話しておりますように申し訳ないのですが、うちの診療体制の部分の中で患者に対する配慮関係が改善ができない中で患者が戻ってきていない状況にあります。

それとまた、他の医療機関、専門機関の方に受診される方がうつっていくという状況にあります。

ですから、これらの部分については先般、話の中でもお話させていただきましたけれども、基本となる医療に関わるスタッフ全体の改善をしなければ中々、収入全体の見通しがたたないと思っております。そこを踏まえて、しっかりやらなければならないと思っておりますし、この現状が続くようであれば議員おっしゃるとおり町営として運営していけないだろうという時代になってくると思います。そこら辺も見据えた形で将来に向け改善していかなければならないのが今の現状であります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私、強い言葉で破綻といいましたが取り消しさせていただきます。難しい状態という事で押さえないと思っておりますが、先日のその事が話題になり今事務長が非常に現実的な細かい事まで説明されて、それで上向きになるだろうという考えも示されましたが今年1年間かけて議会としても検討して、診療体制あるいは町民の信頼の改善だと思っております。

町長はこの前、決意を述べられましたもう一度お願いしたいなと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 診療所というのは町民の為に当初開設して運営しているのは当然の事ですが、しっかりと町民が診療できる、受けたい、そんな施設にするのがやはり開設者としての目的だと思っております。

この間いろんな努力を診療所、更には福祉保健課、消防を含めやってきました。

その中には、先日の議会の中でも言いましたが電話での相談、それと今年は逆に、救急の関係であって厚岸との協定も結んでいます。そんな形では町民の為にしっかりやってきましたと思っております。

ただ、うまくいってないという事もあります。しっかりと私どもも、議員言われましたけど議会でも1年間詰めていきたいと私もそんな決意でこの1年間望みたいと思っ

ます。

皆さんと情報交換をしながら、そして持っている情報は全てだし、どうしたらいいかを含めて検討していく決意しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

10番田甫議員。

○10番（田哲朗君） 大変苦勞しての予算編成だと思っております。ただ、何も質問しないで納得のいかない予算をとおしてしまうのも、問題があると思いますので、それで先程、繰入金が年々増加しているという話ですが実は、前年度265万3,000円、26年度より繰入金を減らしての予算編成でありました。

それは、26年度に入院患者の部分での予算より増えたという背景があって、そういう見込みだったと思うんです。それが今年度になり、また戻ってしまったという事でこの繰入金を組まなければいけなくなったと理解しております。ただ、毎年減っているのは外来なんです。確実に年々減っていきまして一般的に考えて年度当初の計画を立てるにあたっては、まず歳出で必要なものは全て経費で、かかる分はあらいだし抑えるところは抑えながら歳出の金額が出ますので、それをはじきだすにあたってがんばらなければならないと思います。

例えばサービス業でいえば、サービスを充実させて、その顧客を増やす努力あるいは製造業でいえばより良い物を作ってより多く販売して歳出に見合ったそれ以上のものを目指すのが普通だと思うんです。

この診療所の会計に至っては、それを補えるところが診療報酬という事になるんだと思うんですよ。これが、前年度の当初予算より少なく見込まなければならないこの3月補正の決算、更にもその削った予算を組まなければならないという汲々たる現状というのは、前回の事務長の説明でよく理解していますが、前回私くしが言ったのは数字ですよ。少なくとも、この予算を組むに当たって持って行こうというものがなければ努力していきまと言われても、我々は受け取れません。ですから、今年度は昨年度より3月補正の決算ベースでいいますと、この外来収入40万円減で予算をしています。せめて前年度と同額くらいの予算を組むくらいか、もしくは数10万円多く見込んで予算を組めるくらいの気持ちが伝わってこないと努力しているというふうには判断できないと私は感じます。それも含めて事務長の実感として前回アンケートをやって下さいました。

何かというと医師の考え方、改善のあり方の判断だと思うんですけれども、以前医療メ

ディアの取材に対しては、小川医師が患者は自由に病院を選んでもらっても構わないという発言が掲載されておりました。その基本の理念というのは、私から見ると変わっていないように思いますがこれは、2009年の医療費ですが、事務長の感情としては本来、今言った患者は自由に選んでもらって構わないので、それが嫌ならば他の病院に行っても構わないというこの基本的な理念というのは、変化はあると考えられるのか、その1点だけ質問させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） お答えいたします。議員から医師の診療方針の考え方が全体的にどうなのかという事で、当然大きな要因の1つには収入の減だと思っております。この数年間で医師とは、かなり事務局等を含め町長からもご指導いただいて、その部分の中での話をさせていただきました。

まず若干、改善された事を言わせてもらいます。時間外の診療ですが、本来であれば12時から14時は休みなんです。それと16時から17時15分も休みでありました。これを全面回避をさせていただいて、救急があったのみは、必ず受けるという事を交渉して昨年からはじめさせていただきました。

在勤してるうちは、やって下さいという事で決めさせていただきました。

それと今年に入ってインフルエンザの接種の検査に対して医師がぜんぜん患者と接しないという状況がございましたので昨年11月に交渉させてもらい、この部分についても医師が全部検査して、その後、報告をしっかりとするという事での体制づくりをさせてもらいました。

しかし町民の信頼を受ける医療、診療業務の中で先程も言ったように自由に患者は病院を選べるという事は、当然患者に権利があります。それで地域診療、一時診療をやっている診療所は、どういうところに目を向けていかなければならないのかという事で、先生の方に私の方からお話をさせていただきました。

それは救急外来よりは一般的な診療の部分丁寧にわかりやすく説明していただく事で患者がしっかりと信頼を受けて来るという要因になっているはずなのです。この部分は、しっかり守っていただきたいと言いながら数日たつとまた患者に問題行動を起こしてしまうというところがあり、つかめない状況になっています。

この部分については、本人の気持ちはどこにあるのかという事は私達には、くみ取る事はできませんが、しっかりした医療人としての役割については、若干やっぱり欠如し

てるいるのかなと判断をせざるを得ない状況です。

しかし、これについてはしっかりやっていきたいという思いはありますし、この何カ月の間、交渉しておりますが、現在できない状況にあるというのが今に置かれている現状であります。町営の施設でございますから、これをしっかりと運営をしていかななくてはならないし、粘り強くやって医師という形をどう捉えていくのか今後、看護師も若干あるんですけれども、全体的に改善していかなければならないという状況でございますので、それを含めて今後取り組んでいかなければならないと思います。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第28号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第29号平成28年度浜中町下水道事業特別会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第29号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第29号平成28年度浜中町下水道事業特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,709万9,000円と定め、歳出では1款

総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費で一般管理に要する経費約 7 2 3 万 8,0 0 0 円は職員の人件費や事務費など 2 款 1 項下水道 1 目下水道事業費で特定環境保全公共下水道事業に要する経費 7, 2 0 8 万 8, 0 0 0 円は、職員の人件費や浜中地区環境実施設計業務委託料及び霧多布クリーンセンターの長寿命化工事請負費等農業集落排水事業に要する経費 2 0 2 万円、漁業集落排水事業に要する経費 3 3 0 万円。

2 目処理場管理費で霧多布・茶内・散布各クリーンセンター管理運営に要する経費 7, 2 9 8 万 4, 0 0 0 円。3 目環境管理費で公共下水道農業漁業集落排水関係施設の維持に要する経費 2, 0 7 3 万 4, 0 0 0 円。

3 款 1 項公債費 1 目元金で地方債償還元金 2 億 1, 4 0 2 万 3, 0 0 0 円。2 目利子で地方債償還利子 4, 4 2 1 万 2, 0 0 0 円。

4 款 1 項 1 目予備費は 5 0 万円を計上いたしております。

一方、歳入では、1 款分担金及び負担金で公共下水道農業集落排水及び漁業集落排水事業受益者分担金が 7 5 1 万 6, 0 0 0 円。

2 款使用料及び手数料で公共下水道農業集落排水及び漁業集落排水使用料と公共下水道手数料合わせて 5, 5 7 5 万円。

3 款国庫支出金で公共下水道事業補助 3, 0 2 2 満 5, 0 0 0 円。

4 款繰入金で 1 項 1 目一般会計繰入金 3 億 1, 7 8 9 満 4, 0 0 0 円。

5 款繰越金で 1, 0 0 0 円。

6 款諸収入で 1 万 3, 0 0 0 円。

7 款町債で特定環境保全公共下水道整備事業債 2, 5 7 0 万円を計上いたしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては建設課長より説明させていただきますのでよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） （議案第 2 9 号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第 2 9 号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第29号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第30号平成28年度浜中町水道会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第30号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第30号平成28年度浜中町水道事業会計予算について提案の理由をご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予算総額は収入支出それぞれ2億212万円としております。収益的収入では、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益1億2,244万2,000円。2目その他の営業収益24万4,000円、2項営業外収益1目受取利息及び配当金3万円、2目他会計補助金6,089万5,000円、3目雑収益1万円、4目長期前受金戻入益1,849万9,000円。

収益的支出では1款水道事業費用1項営業費用1目浄水及び配水費は委託料、修繕費、薬品費等7,624万9,000円、2目総係費は人件費委託料等4,890万9,000円、3目減価償却費は5,595万6,000円、4目資産減耗費は80万円、2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費1,269万6,000円、2目消費税及び地方消費税450万円、3目雑支出1万円、3項1目予備費は300万円を計上しております。

次に資本的収入及び支出ですが資本的収入では1款資本的収入1項1目工事負担金383万1,000円、資本的支出では1款資本的支出1項建設改良費1目メーター費

1,276万2,000円、2目工具、器具及び備品71万3,000円、2項1目企業債償還金4,535万4,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,499万8,000円は減債積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金4,499万8,000円で補てんするものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては、水道課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 水道課長。

○水道課長（高野薫君） （議案第30号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第30号の質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第30号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議案第1号国会決議に違反し農業の安定経営をおびやかす、TPP（環太平洋経済連携協定）の「大筋合意」を撤回し、協定交渉からの離脱を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 発議案第1号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（梅村純也君） （発議案第1号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 本案について、提案者の趣旨説明を求めます。

1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 発議案に対する補足説明をいたします。

平成26年の3月議会で浜中町議会がTPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書を提出しています。

TPP交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守政府は、平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議環太平洋パートナーシップTPP協定交渉参加に関する件について決議が遵守できない場合はTPPから脱退する事。

今、国会でこれからの議論されようとしている中身は、まさしくこのような内容で議論される事と思われます。

もう1つの理由なのですが、最近福島原発で色々なテーマの報道がありました。その中の1つで福島第一原発から北北西に約50キロ登ったところに小さな町があります。そこには、もう人が住めないような状態で、高い放射線があつて向こう30年から50年は入ってこれない、または100年から200年後になるかもしれないという事で、その町は恵まれた良いところなので、その町にこれから住み始めた人たちに、100年後200年後までこの記録を残したいという内容でした。皆さんも見たと思いますが、そういう中でその主人公になっていた人の父親が、その町議会議員でした。彼は、まだ生きてはいるんですけど、福島原発設立に反対してたんですが、上の人から安心だから賛成に回ってくれと言われて賛成に回ったそうです。それがこのような状態になってあの時、最後まで反対するべきだったと実感しているようでした。

私は、今回のTPPこの2016年代の国策としては、とても大きな日本の経済にとって大事な問題だと思えます。公共工業については、100%撤廃される事によって、大儲けする事ができます。

しかし、農業あるいは漁業に関わりましては補助金を沢山用意しなければ守れないという大変な損失を被る事になります。どうか、今回のTPPが今後30年後40年後この地域で農業、漁業をやっている方々が安心して生産に励めるようこのTPP交渉に参加しない、批准しないという国会決議の結果がでますよう浜中町議会におきまして、賛同していただけるようお願いして私の発言を終わります。

○議長（波岡玄智君） これから発議案第1号の質疑を行います。

3 番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 1点について確認の意味でご質問を申し上げたいと思います。

今、発議者から提案されましたT P P大筋合意を撤回し協定交渉から離脱を求める意見書の説明でこれまでの経過については、私もそのとおりだと思います。

前政権の管総理大臣が突如としてT P P交渉に参加し検討したいという発言があり、全く私どもにとっては、T P Pというのは初めての言葉であって動揺を隠せなかった訳ですけれども、その後その内容が明らかになるにつれて大変な交渉に参加する条件として、関税、撤廃が原則であるという話を聞いて私ども一次産業に関わる者として、これは大変な事だということ思いから、それぞれの有識者の意見を聞いたり講演を聞いたり、あるいは、議会でも2回に亘って交渉反対の意見書を提出した経過があります。

しかしその後、残念ながら政府は我々の声に耳を傾ける事なく、交渉参加に向けて突き進んで参りました。

我々の産業の上部団体であります全農中央会も参加反対の請願を平成23年10月25日に国会議員衆参あわせて356人の照会？を持って提出しております。多くの国会議員も反対する中、残念ながら交渉は進んでいったのです。

昨年10月最後には前大臣の甘利大臣が主導する形で大筋合意という決定が出されてしまいました。私どもにとっては、必要に残念ながら結果であります。しかし、事実は事実として私は、受けとめなければならないと思います。12カ国の代表者が会を重ねてきた結果の合意でありますから、これを今ここにきて覆すという事は、無理な事だと思っております。その後、政府は総合的なT P P関連政策大綱として11月25日に発表されました。国会決議に基づく事が我々にしてみれば、違反したと言わざるを得ない結果でありますけれども、その関連対策をこれから進めていって一次産業に対する影響を限りなく少なくするというのが、この大綱の大筋であります。その具体策については、今年度28年度の秋以降に示されるという事で政府は言っている訳でございます。現実をやっぱり私どもは直視して1次産業を預かる我が町はそれぞれの生産者が怒濤に迷うことなく道筋をつけていかななくてはならないと思っております。

昨年、12月の北海道議会においても、同様の意見書が提出され、今言った理由で否決されておりますし、今回の町長の執行方針でもこれまで、T P P交渉には反対運動を積極的に続けているという事が、毎年のように執行方針で示されておりましたが、今年については、我が国の農業は大きな転換期を迎えようとしておりますが、農業者が将来にわたって安心して経営できる対策が確実に実施される事が最も重要であり、今後も動

向を注視して参りますという表現に変わってきております。

私は、今回の交渉結果は、非常に残念でありますけれども今、我々周辺の農業の若い経営者たちは、この機を逃すことなく、あらゆる手段で我々は、この難局を乗り切るんだというふうに逆に展開しようというふうに頑張っていこうという意識が高まってきておりますから、今ここで工場から離脱するというような意見書を提出する事が今この時点でいいのか、逆にこの関連対策を我々の要求のとおり進めてもらう事を要請していくのがあるのか、私は判断する時期ではないかと思っておりますけれども、発議案に対してその考え方はどう思うのか、そのお答えをいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今、3番議員から経過等を述べてもらいましたが、私もそういう経過は承知しております。

それで12カ国が集まって承認したという事で大筋合意については調印ですという事で、大筋合意で各国の代表がいいですという事で、それぞれの国に帰って大筋合意がいいのか、良いという国があれば批准する、悪いという国があればやめますというチャンスは、まだ残されております。ですから私は決まってしまうものは仕方ないという事ではなくてチャンスは、2年間残されておまして慌てて6月までに結論を出すという事ではなく2年後までに各国が批准するかどうかを十分時間をかけて議論する時間があるんですよ。しかも、どのくらいの国の反対があればこのTPP協定というのは、なくなるのかという決まりはあります。それは、12カ国の総量のGDPの15パーセント以上ある国がこのTPPに批准しないという結論が出た場合は、なしという事になります。

日本の場合は、16.何%のGDPの割合を占めております。日本一国が反対しただけで成立しなのです。

それから、アメリカの大統領選挙に立候補している多くの議員がTPPに反対しております。しかし、私達TPPに反対している人達の考えですが、これを諸手を挙げて安心しているという気持ちは全くありません。なぜならば、このTPPというのは、政府よりも大企業の資本家が中心になって進めている事でありますから今、立候補しているアメリカの大統領候補が私は反対だと言っても最後には、大企業の資本家の力によって批准される危険性があるので安心は、できないと私は思っております。

日本とアメリカも反対で他の10カ国の小さな国でも反対の意思表示をしたいと言う

国も検討している中で、でてきているという事であります。

町長が議案書では、そのようになっていたという事で、これについて質問いたしました。議案書でT P Pについて注視するという表現でしたので、これについては賛成でも反対でもなく、注視しないと書くのであればT P Pも決まった事ですので、これに沿ってやるというふうな表現になるんです。

T P Pについては、よく見守ってますという事なので、これは行政の上から通達がくる中では、T P Pで進めるとなった場合に地方の議会もそれに従って議案を作成しなければならないという事があると思いますので、町長がそこに挙げたというのは、私は、賛成という気持ちであるとは受けとりませんでした。若者に元気がなければどの産業も伸びませんし、今注意しなければならないのは農業も漁業者もすごく頑張っています。若者にT P Pの話の聞いたり消費税の話の聞いても我々の昆布に消費税がどのくらい入って、どのくらい払わなければならないのかという事を全く知らず、勉強する漁師の若者もいません。例えば今日ホッキを獲ってきて各船がどのくらい獲ったか、それと今日の割り当て分を調べます。T P Pに向けて規模を拡大してやろうとしても、私は農業経営にとってアメリカやニュージーランドと対抗して1500頭から4000頭を平均で飼っている国々と対抗して頑張っても大変な経営になると思います。

以上です。

○議長（波岡玄智君） この質疑は3回までできるという事だと思しますので、鈴木議員、更に今の返答に対して疑義があれば質問してもいいと思います。

○3番（鈴木誠君） ありません。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 前回と内容が違いますが前回の意見書T P P交渉の中身について詳細な説明を求める意見書という事で私は、賛成に回った立場であります。

この度だされた大筋合意に撤回し離脱を求める意見書という内容であります。この国会で前回求めた詳細な中身の議論がこれから、まさに始まるというこの時期に果たして浜中町議会としてこのような意見書を提出してもいいものなのか、何より私は議員としての立場で申しますと現場農業、漁業、林業この一次産業の町であるこの現場からの強い反対行動あるいは、このような意見書等の提出があった場合、それは私くし個人として、しっかり考えなくてはならない立場だと思っております。

ただ、今この段階で逸脱を求める意見書というものを提出する事、異議に大変疑問があ

りますので、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今の質問なんですが3月8日だと思いますがT P Pが閣議決定されて、これは国会にだして決定する大変重要な事です。それを政権党は賛否を求めて決定するという事態であります。ですから今の体制からいきますと、結論が見えています。そしてまた議会では2カ月ほど議論して6月には決定をだすという状況で進みそうだったので、今ここで批准に反対する決議をだしておかないと間に合わないという判断からこういう形になった訳です。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、発議案第1号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立少数です。

したがって、発議案第1号は否決されました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後12時04分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 発議案第2号安保法制廃止、立憲主義の回復を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 発議案第2号を議題とします。職員に発議案を朗読

させます。

○**議事係長（梅村純也君）**（発議案第2号 朗読あるも省略）

○**議長（波岡玄智君）** 本案について、提案者の趣旨説明を求めます。

1 番加藤議員。

○**1番（加藤弘二君）** 発議案に対する補足意見を申し上げたいと思います。

私は1941年1月23日生まれ、それから2週間後の12月8日真珠湾における奇襲攻撃によって第二次世界大戦が始まりました。幼少の頃、ずっと過ごして今日まで来ましたが、その間あの戦争の体験から私は、もう二度と日本で戦争に参加する事は、あってはならない、生涯かけてこのような国にはしたくないと思いつけながらやってきました。

私の幼少の頃の戦争が悲惨なものだったという事を皆さんにお知らせしたいと思えます。それは私が小学校にあがる前です。五稜郭という公園の近くに戦時中疎開してたんですけれども函館には港があって樺太、満州、中国からの引揚者が船に乗ってやってきます。函館の港に3000トンの大きな連絡船で引揚者が港に入ってきます。引揚者がやってくる今で言う戦争避難民でしょうか、港から5キロも離れた私の疎開先には、少年が浮浪児それは戦災孤児です。逃げてくる時に親におかれて、そして函館の港に着いたら秋でも国防職の上着と短いズボンに靴も履かず裸足で汚れた手足の子供が、時にはゴミ箱に頭を突っ込んで食べ物を探していたり、また家にやってきて食べ物を貰いにきたり家は食べ物をだす方だったのですが、余りにも沢山来るので居留守を使ったりしていた思いがありました。大きくなってから戦災孤児は大変だったという事を思い出します。そして、小学校1年生に入ると1クラス60人くらいで教室が狭いので、午前、午後の部で授業をやっていました。その中には、私が1年生のときに自分より2、3歳年上の1年生もいました。本当に怖い感じがして、私は友達になれませんでした。あの人はどのように満州、樺太、中国から逃げてきたのだろうかと思えば本当に大変な事だったと思います。そういう一例を挙げても私は、いかなる戦争もやってはならない。戦争ではなく、話し合いで解決すればいいと思いつけてきましたが、今集団的自衛権という事で安保法制が国会を通りました。それで立憲主義というのは、憲法の枠内で政治を行うというのではなくて憲法の枠を乗り越えて仕事をするという事は、憲法違反なんです。憲法を守らなければならない責任者である首相が憲法違反の法案をだしてくること自体立憲主義あるいは、民主主義に違反するという事それは大罪です。

そういう事をやりながら、法制が通ると緻密に日本の軍備が増強されます。

最近のニュースで自衛隊法の幾つかを30項目を替えて南スーダンでPKOが今まで銃を持って応戦するという事は無かったんですけども、銃を持たなければPKOは務まらないという事で今は、PKOも武器を使って応戦しますので、その中に自衛隊が入っていくその為の法案を今、変えつつあります。

今の安倍内閣というのは、外交で戦争問題の話し合いで解決するという知識よりも、戦争を武器を使い戦って有利に日本の自衛隊が死なないで相手を殺してでも、日本が失敗しないようなやり方を考えているように思います。中谷防衛大臣が話し合いをしてテロリストとは戦わないで彼らを追いこむ方法の知恵を使ったやり方ではなく戦争する体制を如何にしてつくるかというのが今の安倍内閣だと思い、とても危険だと思います。そして、目の前に憲法改正する九条も変えると言っておりますという事での補足意見いたします。

○議長（波岡玄智君） これから、発議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、発議案第2号の討論を行います。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。

4番中山議員。

○4番（中山眞一君） ただ今だされました安保法制廃止立憲主義の回復を求める意見書に反対の立場で討論に参加させていただきます。二度と戦争を起こさない事、そして日本国民の命と平和な暮らしを守る事、これらが最も重要な政治の責任です。

最近の日本を取り巻く情勢は、残念ながら決して安全だとは言えなくなっています。

私たち日本の安全を守っていただく為にはまず、アメリカとの同盟関係を強化しながら周辺国だけではなく世界中の友好国との信頼関係を深める外交努力が何よりも重要です。その上、万が一の事態、例えば周辺国からのミサイル攻撃や離島の不法占拠、国際的なテロやサイバー攻撃そして海外で危機に巻き込まれた日本人の救出など、あらゆる事態に対応できるようなすきのない構えで国民を守っていかなければなりません。

いつ起こるかわからない自然災害とは異なり戦争は未然に防ぐ事ができます。日本を取り巻く安全保障上の環境が大きく変化する中で、色々な法律を点検して透き見を？防ぎ抑止力をさらに高めて戦争を未然に防ぐ事それが今回の平和安全法制の目的です。

もう1つは、より積極的に国際貢献を行うことができるようにすることです。どんな国も今や一国だけで安全を守ることはできません。同盟国や友好国など国際社会との協力が必要です。その為には、日本自身が国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する信頼されるメンバーでなければなりません。人道的な国際貢献の活動の幅を広げながら、国際社会の平和と安全の確保のために汗を流している他国に対して支援活動も迅速に行えるようにします。

日本は他の国と同じような武力の行使はできません。しかし自分たちを守る時には、極めて限定的な武力の行使が許されています。武力の行使が拡大されていかないようにはっきりと歯止めを止めさせました。

今後も戦争もしませんし、徴兵制になるような事も決してありません。北朝鮮問題をはじめ、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、自衛隊と日米安保なしにどうやって日本の平和や国民の暮らしを守るといえるのでしょうか。

2月共同通信の調査によりますと、この法案を廃止すべきでないという方が47%廃止すべきであるという人が38.1%と国民の理解がこれに随分加わってきています。

このような事から、この法案に反対の立場で討論に参加しました。

○議長（波岡玄智君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで討論を終わります。

これから、発議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立少数です。

したがって、発議案第2号は否決されました。

◎日程第8 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。
お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中のある継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

○議長（波岡玄智君） ただ今、町長から議案第31号及び議案第32号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号及び議案第32号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎日程第9 議案第31号平成27年度浜中町一般会計補正予算第(5号)

◎日程第10 議案第32号平成27年度浜中町下水道事業特別会計補正予算(4号)

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第31号及び日程第10 議案第32号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第31号平成27年度浜中町一般会計補正予算第5号及び議案第32号平成27年度浜中町下水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、いずれも関連がありますので、一括で提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、下水道事業特別会計において平成27年度中に支払う消費税につい

て不足が生じた事から補正をしようとするもので一般会計補正予算では、下水道事業特別会計への繰出金を下水道事業特別会計で当該消費税の支払いとして公課費の補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、議案第31号平成27年度浜中町一般会計補正予算第5号では歳出で7款土木費5項下水道費で下水道事業特別会計補正財源として繰出金65万5,000円を追加し、歳入につきましては、地方消費税交付金をあて補正後の予算額を67億6,520万8,000円にしようとするものであります。

議案第32号平成27年度浜中町下水道事業特別会計補正予算第4号では、歳出で1款総務費の一般管理に要する経費で消費税の納付分として公課費65万5,000円を追加し歳入につきましては、一般会計繰入金を同額計上し補正後の予算額を4億2,678万1,000円としようとするものであります。

なお、本補正につきましては、平成27年度から消費税の申告が簡易課税から本則課税になった事に伴い、その納付については全額を平成28年度予算での支払いとして予算計上しておりましたが、釧路税務所より3月7日付で3月31日を納期とする中間の納付の通知があった事により予算に不足を生じたことによるものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第31号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第32号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第31号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本定例会で付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。

○議長(波岡玄智君) これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、閉会することに決定しました。

これをもって、平成28年第1回浜中町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 1時22分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員